

「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想（素案）」についての パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 令和5年5月30日（火）～令和5年6月30日（金）

2 意見の件数 21件

3 意見提出者数 8人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	人	人	1人	2人	2人	3人	人

5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	「第1章 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想とは」に関する意見	4件
2	「第4章 これまでの取組成果、課題・方針」に関する意見	1件
3	「第5章 全体基本構想」に関する意見	2件
4	「第8章 重点整備地区」に関する意見	7件
5	「第9章 整備促進地区」に関する意見	1件
6	「概要版」に関する意見	1件
7	「パブリックコメント実施全般」に関する意見	4件
8	その他の意見	1件
	合計	21件

■ = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市都市部都市政策課交通計画担当
0467-81-7181
e-mail:toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■「第1章 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想とは」に関する意見（4件）

(意見1) 何時でもすべての事業は市が実施しているものの政策は市が主体となって実施しているのではないのですか。

(市の考え方)

高齢者、障害者等移動円滑化に関する法律（平成18年法律第91号）では、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する「重点整備地区」を定め、この地区内で特定事業を位置付け、各事業を実施します。本基本構想では、茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区を重点整備地区に定め、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園事業、教育啓発特定事業、その他事業（海水浴場）に分けて、官民間問わず事業を実施することとしています。

(意見2) 法律では、高齢者、障がい者等とありますが、バリアフリーは福祉対象を中心と感じますが、当市も法律も全ての市民が主体であると考えてよいでしょうか。当然とも思えるが。

(市の考え方)

本基本構想では、「第10章 基本構想の推進 3 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進」に示すよう、「市民」、「事業者」、「行政」のそれぞれの立場からバリアフリー化を推進することとしています。

(意見3) バリアフリーの意味の再確認を再度周知すべきでしょう。
バリアフリーの定義を策定した上で構想すべきではありませんでしょうか・・・？
基本構想の体系図を拝見して、作成担当には申し訳ありませんが、余りにも総花的で盛沢山すぎて無理があります。
優先度をつけるなり年度別スケジュールを策定するなどしないと、10年間のイメージが（計画）全く不明です。為に前記したバリアフリーの定義付を全員で再確認する必要があるのではないのでしょうか・・・
バリアフリーの素晴らしい社会を市民の一人として実現したいと思います。
※10年間のタイムスケジュール化には、ネットワーク図を試作してみるのはいかがでしょうか。多様な内容の関連付けには有効でしょうから。

(市の考え方)

重点整備地区においては、本基本構想の公表後、事業者自らが具体的な計画を特定事業計画として作成します。事業者との調整の際には、バリアフリー化の必要性についての認識の共有を図ってまいります。また、事業者から年次報告を受ける際にも、そのタイミングに合わせて、継続的に認識の共有を図ってまいります。市民に対しては、心の

バリアフリーの取組み等を通じて、バリアフリーの必要性を伝えてまいります。

（意見4）バリアフリーを目指す基本方針は概ね賛成するが、性的マイノリティに関する記述が本バリアフリー基本構想に盛り込まれることに反対いたします。性的嗜好を含む性的マイノリティの概念が何故都市政策におけるバリアであるとして認識されているのか、基本構想には十分な説明がありません。もちろんいかなる理由でも差別が行われることはあってはならないことですが、市が行政機関として、個人の性的嗜好について都市機能としてのバリアを積極的に取り除くことが果たして市民が求めていることとは考えられません。これがトランスジェンダーが女性専用の施設を公然と利用できるようにすること等を指すのであれば明確に反対いたします。性的マイノリティは、概念的にもバリアフリー基本構想とは全く別の枠組みにあるものと考えます。

（市の考え方）

本基本構想では、多様化する社会に対応するため、バリアフリー法で定められる高齢者やすべての障がい者、けが人、妊産婦に加え、ベビーカー利用などの子育て世代や外国人、性的マイノリティを含めた対象者としています。

この背景としましては、都市公園のバリアフリー化に関する主な基準等の1つ「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（令和4年3月国土交通省）」では、バリアフリートイレの設置基準として、性的マイノリティや異性介助の際などの利用に配慮し、男女共用のものを1以上設置することが定められています。

このことから、今回の改定で性的マイノリティを対象として追加しています。

また、性的マイノリティには、様々な性自認（個人が思う性別）、性的指向（人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念）の方がいます。

本基本構想では、こころとからだの性が一致しない方も利用できる施設の整備（ハード面）と、様々な性的マイノリティの方が困難を抱えてしまうことのないよう、心のバリアフリーとして、正しい認識を深めるための啓発等（ソフト面）を進めてまいります。

■「第4章 これまでの取組成果、課題・方針」に関する意見（1件）

（意見5）茅ヶ崎市バリアフリー基本構想は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法一部改正）とありますが、法律が変わるから当市の基本構想も変えるのですか。

（市の考え方）

平成27年9月に策定した茅ヶ崎市バリアフリー基本構想は、計画の終期を令和4年度と定めています。令和4年度時点の実績を基に評価を行い、引き続き取り組みを行う必要があると判断しました。このことから、本基本構想では、法改正等も踏まえて改定作業を進めました。

■「第5章 全体基本構想」に関する意見（2件）

（意見6）重点整備地区等全市的バリアフリー化の推進を加速とありますが地区割と全市的取組の違いがわかりづらいです。

（市の考え方）

本基本構想におけるバリアフリー化の進め方は、「全市的なバリアフリー化の推進」と「重点整備地区等におけるバリアフリー化の推進」の2つに大別されております。それぞれの具体的な内容については、前者は主体毎、後者は地区毎の考えのもとにまとめています。本基本構想では、図を強調するなどによりわかりづらさを解消してまいります。

（意見7）茅ヶ崎市の社会的な聴覚障害を取り除くため、以下についてご検討いただけますよう、お願い申し上げます。

- ・エレベーターの緊急連絡が電話だけでない処置
- ・問い合わせが電話番号だけでない処置
- ・電話リレーサービスの利用
- ・当事者への意見徴収

（市の考え方）

本市の公共施設におけるエレベーターにつきましては、有事等の際の緊急連絡として、SOS ボタンが敷設されており、通話のみが可能となっています。また、エレベーター内は防犯カメラにより、有人による監視をしているため、異常が認められた場合は、施設管理者等が速やかに対応をすることとなっております。今後におきましては、通話ができない場合の対応策を調査研究し、できることから対応してまいります。

問合せ表記につきましては、電話番号だけでは連絡方法が不十分な方へ、FAX 番号やメールアドレス等、併記するよう努めてまいります。

電話リレーサービスの利用ということですが、利用の誤案内につきましては、障がい福祉課で毎年調製しております「障がい福祉のあんない」に、電話リレーサービスについての利用案内を記載し、新規に身体障害者手帳を取得された方には漏れなく配布を行っております。

当事者への意見徴収につきましては、市自立支援協議会当事者部会、同代表者会議や、市障がい者保健福祉計画推進委員会の委員として、様々なご意見をいただき、施策の検討について協働していただいております。

また、意思疎通支援事業を実施する上でも、様々なご意見をいただきながら、事業を展開しております。

■「第8章 重点整備地区」に関する意見（7件）

（意見8）立派な基本構想であるが、第8章を見ると、茅ヶ崎駅はもうこれで十分と書かれているように感じる。

本当にそうであろうか。

エレベーターがあり、車椅子が乗ればバリアフリーにマルをつけているように感じるが、茅ヶ崎駅北口は下りのエスカレーターすらない。

しかも階段のマーキングが不明確で、足を踏み外しそうになると感じることもある。

また北口のエレベーターは終日運転ではない。

茅ヶ崎にとって筆頭の公共施設ですらこの状態であるのに、民間施設までの計画を一度に立てたりするのは、どういう進め方であろうか。

（市の考え方）

ご意見につきましては、東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR東日本」という。）へ情報共有させていただき、次の回答が得られています。

「茅ヶ崎駅はもうこれで十分と書かれているように感じる。」については、今後も駅のご利用状況に応じて必要な改良や修繕を引き続き計画して参ります。

「階段のマーキングが不明確で、足を踏み外しそうになると感じることもある。」については、北口階段のマーキングについて、北口側（改札外）で弊社財産の階段としては上りエスカレーター併設の階段のみと認識しておりますので、その前提で以下記載させていただきます。当該階段については、過去段差識別対策を実施しております。（階段踏面先端に樹脂にて注意喚起表示）経年やご利用状況に応じて段差識別表示が劣化している箇所については、劣化の状況に応じて修繕を行っております。ただ、弊社内で多数の設備管理を行っており、修繕の対応が一部追いついていない実情もありますので、いただいた情報を関係箇所へ連携し、引き続きご利用の皆様が安心してご利用いただけるよう善処して参ります。

また、本市としては茅ヶ崎駅南口および北口ペDESTリアンデッキのエスカレーターにつきましては、駅の南北を行き来する皆様の利便性向上のために、エスカレーターの運行方向を上りとしているところです。バリアフリーの観点からはエレベーターのご利用を推奨しており、エスカレーターとエレベーターの役割を分けて運行していることから、現時点では下り向きに運行する予定はございません。今後、茅ヶ崎駅の大規模改修が行われる際には、下りエスカレーターの設置を検討してまいります。茅ヶ崎駅北口エレベーターの茅ヶ崎ラスカ側は終日運転をしております。「民間施設までの計画を一度に立てたりするのは、どういう進め方であろうか」については、ご意見1の回答のとおりとなります。

（意見9）茅ヶ崎駅エレベーター位置が分からない人が多い。エレベーターが狭い。ステッキ・ワゴンでドアが閉まらないのか分からないで困っている（迷っている）人いる。またエスカレーターが故障している（令和5年6月6日）その他多々駅等のバリアフリーを積極的に進めてください。

(市の考え方)

茅ヶ崎駅に設置しているエレベータ位置につきましては、現状、階段やエスカレータ近辺に案内をしていますが、施設管理者と話し合い分かりやすい方法を検討してまいります。また、ご意見のとおり、エレベータは定員があるため、混雑時にご利用をお待たせすることも多い状態です。このことから、茅ヶ崎駅の大規模改修が行われる際には、市が設置するエレベータの定員についても検討し、リニューアルを実施する予定です。

(意見10) 茅ヶ崎駅ホーム拡幅をお願いします。

ホームは狭く、線路側に傾斜しており、傾斜部を盲人・車いす・ベビーカー・老人・子供等が歩行し非常に危険です。

(エレベータ設置対応で、バリアフリーと言えるでしょうか?)

(市の考え方)

本市では、茅ヶ崎駅ホーム拡幅につきまして、これまでもJR東日本へ神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じてホーム拡幅の要望を実施していますが、大規模な改良工事が必要なため長期的な課題との回答となっています。今回のご意見を受けて、改めてJR東日本へ情報共有し、次の回答が得られています。

「ホーム拡幅については実現が難しい状況で、ホーム上の安全対策として長期的にはホームドア設置の準備を進めているところです。短期・中期的な対策としては、実施済の内容ではありますが、CPライン・内法線付き点状ブロックの整備を行っております。また、「声かけ・サポート」運動を通年を通して実施し、お客さまが安全に、かつ安心して駅等の施設をご利用いただけるように会社全体で取り組んでおります。」

(意見11) 駅をはじめ点字ブロック上でイベント(催し物)等(人が立っている、周辺のデッキ、道)が行われていることなどもあり、もっと適切に設置や注意書等を実施できないでしょうか。

(市の考え方)

道路占用等の許可時に申請者に対し通行の妨げにならないよう指導をしています。今後も注意喚起をしてまいります。

(意見12) サイクリングロードはよく砂が溜まります。適切な管理をしてもらいたいです。

(市の考え方)

ご意見につきましては、サイクリングロードの管理者となる神奈川県へ情報共有させていただきました。また、市が管理する漁港区域周辺については、当該地区の砂がサイクリングロード上に堆砂しないよう、対策を神奈川県と一緒に検討してまいります。

(意見13) 乗り入れブロックがたぶん無許可で置かれているところが多くあります。これはバリアフリーですか。

(市の考え方)

道路占用をしている乗り上げブロックにつきましては、広報紙等を用い注意の周知をしています。今後も引き続き周知をしてまいります。

(意見14) 歩道も狭く、またウェーブ坂になっているところもあります。

(市の考え方)

重点整備地区内の歩道につきましては、歩道として整備が完了している路線が一部あるものの、歩道幅員が狭い路線や民地からの車両出入りに伴う切り下げにより歩道が波打ち状(ウェーブ状)となっている道路が多い状況です。

本市の道路整備事業においては、平成23年3月に策定した「茅ヶ崎市道路整備プログラム」(以下、プログラム)に位置づけしている路線を優先的に整備しており、重点整備地区内においては、P103に記載している位置図の中で、整備を継続している路線として⑦⑧の市道0117号線(新国道線)や整備着手する路線として⑩市道0210号線(梅田通り)などをプログラムに位置づけしております。

道路整備事業は、整備が完了するまでには長い年月と多額の費用が必要であり、主要な経路すべてを用地買収が伴う歩道整備は困難であります。各主要経路等においては、既存の道路空間を活用したバリアフリー対策として、引き続き、歩行導線での歩車道部の段差解消工事を実施するなど、今後も道路のバリアフリー対策に努めてまいります。

■「第9章 整備促進地区」に関する意見（1件）

（意見15）辻堂駅西側は新しい家がどんどん建って人口が増えているように感じるが、茅ヶ崎市からはなんの施策もなく放置されているように感じる。藤沢側は駐輪場が駅に整備され道路も整備されているが、浜竹側は線路をまたぐ道路さえ駅の近くになく小和田の方まで行かないと横断できず、渋滞も難しい。茅ヶ崎駅周辺ばかりではなく、辻堂側にももう少し目を向けてもらいたい。将来性はむしろ辻堂側なのでは？とも感じる。藤沢が整備するのに便乗して更に茅ヶ崎側にも人口が増えるように浜竹周辺の開発も考えて貰きたい。

（市の考え方）

ちがさき都市マスタープランにおいては、辻堂駅西口周辺は、茅ヶ崎駅周辺及び香川駅周辺と共に都市拠点として位置付けており、都市機能の集約を促進しています。平成24年の大規模な工場の撤退に伴い、平成26年から29年に実施された赤松町地区土地地区画整理事業では、土地形状の改善と歩道や道路の拡幅等、周辺の施設が整備されました。

辻堂駅西口周辺地区における都市基盤施設や土地利用の具体的な整備は、平成27年度に改訂した辻堂西口重点整備地区整備計画に基づいて進めていますが、線路を横断する道路の整備については、代替地や道路用地等の事業用地として大規模な土地が必要となるため、今後の社会情勢の変化に伴う現施設の更新時や土地利用転換が生じた時に具体的な検討を行うこととしています。

■「概要版」に関する意見（1件）

（意見16）概要版だから要約しわかりやすく記してもらいたい。ページもP4からP1となったり、字も小さく説明もわかりづらいです。

（市の考え方）

パブリックコメント配付用としていた概要版につきましては、綴じ込みの関係から4ページ目が最初に目につくような形となっていたため、誤解を招きました。今後はこのことが無いよう、取り組んでまいります。また、文字のフォントや配色などを変更し、見やすさの改善を図ります。

■「パブリックコメント実施全般」に関する意見（4件）

（意見17）コロナ禍が過ぎその位置付けも変わりました。当パブリックコメントの説明会も実施してほしかった。実施しないのでしょうか。当パブリックコメントの内容についての担当職員は電話でも市の窓口（カウンター等）で丁寧に説明してくれました。しかし始めに電話した職員は「パブリックコメント何処でしているのですか」等の回答だったと思います。市民にも職員にももっと十分にPR（啓発）してほしいと思います。このこと等の今年2月（前年度）当市実施のパブコメ（案件名）「茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針」にも添っていないようにも感じますし、市民が定期的発行している「フォーラム」でも「市民参加は怎么样了のか？」……。 「あなたはいくつ、パブリックコメント出しましたか？」、「意見出すのは少数同じ人だから」、「パブコメ出す人がすべて反対でも」・・・等々記載されていました。私も何日もパブリックコメントについてもっともと十分にPR（啓発）してほしいとお願いしております。よろしくお願いいたします。今回の当パブリックコメントもPR（啓発）と情報提供が非常に少ないと思います。

（意見18）

「ちがさき障がい者支援アプリ」について、「お知らせ もっと見る」ボタンを押したのち、「お知らせ一覧」を押して、スクロールしたものの、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想（素案）パブリックコメントのご案内の文言および情報が皆無（かいむ）です。最も、いの一番に知らしめたる者どもは、喘ぐ苦しむ如何ともし難き救いを求めしものは、もはや文字に起こさじも、お分かりいただけるかと存じます。

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

本パブリックコメント手続の実施にあたっては、説明会は実施しておりませんが、パブリックコメント手続の実施に先立ち、市民ヒアリングや意見交換会、多様な主体の参加によるまち歩き点検を実施し、市民の皆さまのご意見を幅広く伺いながら素案を作成してまいりました。今後とも計画策定等の際には、説明会やパブリックコメントをはじめとした市民参加の方法を適切かつ効果的に実施してまいります。

また、本パブリックコメント手続の周知については、市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、Twitter、LINE、デジタルサイネージ（市役所本庁舎・分庁舎エレベーターホール、そよら湘南茅ヶ崎）の活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

障がい者を含めたより多くの市民の皆さまに情報をお届けできるよう、案件に応じた周知媒体を活用し、情報発信を行うよう努めてまいります。

(意見19) 案件のポイント即ち見出しだから簡単で分かりやすく書いてもらいたいです。

(市の考え方)

案件のポイントについては、計画素案の中で特にご意見をいただきたい内容を整理し、記載させていただきました。今後も可能な限り、専門用語や行政用語等を使わずに、市民の皆さまにとって簡単で分かりやすい資料の作成に努めてまいります。

(意見20)

鶴嶺八幡宮前掲示板 No.88 にて「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想(素案)」パブリックコメントのご案内を散歩途中に偶然目にし、チラシの QR コードについては、横に傾け、画面が横になると、せっかく入力したコメントなどの文字がすべて消えました。私のスマホだけかも知れず、なんとも言い難いのですが、今一度ご確認いただければと存じます。

(市の考え方)

いただいたご意見につきまして、画面を傾けることでページが更新され、すでにご入力いただいたコメント等が消えてしまうといった事象が確認できました。ホームページの仕様により、当事象の是正は難しい状況となっておりますが、市民の皆さまのご負担を減らし、ご意見を出しやすい環境を整えるべく、入力フォームに注意書きを記載するなどの対応に努めてまいります。

■「その他」に関する意見(1件)